

# 更別村農業委員会議事録

令和2年 第7回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年 7月20日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年 7月20日 (13時55分開会、16時20分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	河 瀬 達 也
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

1番 及川委員          2番 岡委員

(5) 招集者

更別村長 西山 猛

(6) 出席した職員

農業委員会事務局      事務局長 川上 祐明          係長 河原 崇行  
村産業課                  産業課長 本内 秀明

(7) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地所有適格法人の定期報告について

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の

## 決定について

### (8) その他

- ① 関係例規集、法令集等の配布について
- ② 南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について
- ③ 新任農業委員研修会について
- ④ 農地パトロール（利用状況調査）について
- ⑤ 委員報酬の支給及び認印の保管について
- ⑥ 農業委員会委員・職員名簿の作成について
- ⑦ 農業委員章及び農業委員手帳の交付について
- ⑧ 定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について
- ⑨ 全国農業新聞の購読について
- ⑩ 農業委員・職員親睦会の継続及び幹事体制について
- ⑪ 令和2年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について
- ⑫ 令和2年第8回定例農業委員会について

## 2. 開 会

**【事務局長】** それでは、若干早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和 2 年第 7 回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

お手元に「令和 2 年第 7 回更別村農業委員会定例総会議案」と書かれている書類があるかと思います。表紙をめくっていただきますと議事日程が載っておりますので、そちらに沿って進めて参ります。

併せて、これから申し上げます資料についてもご覧いただきたいと思えます。右上に「資料（組織・会議に関する法律、規則）」と書かれた 2 枚綴じのものになります。

タイトルに「農業委員会等に関する法律（以下（法律））」「更別村農業委員会会議規則（以下（規則））」と書かれておまして、その下、ローマ数字で「Ⅰ．本日の任命関係部分」「①委員の任命」とあり、以下読み上げます。

「法律 第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と書いてございます。

この法律に基づきまして、過日開会されました村議会定例会で全委員の任命について同意を得まして、先ほど村長から任命辞令を交付したところです。

次に、同じ資料の続きになります。ローマ数字の「Ⅱ．本日の議事関係

部分」「①会議の成立」「規則第7条 会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっています。本日の出席委員は12名であり、ここで定める定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを報告致します。

資料、続いて「②総会 法律 第27条 農業委員会の委員の会議～この後は「総会」と言います。総会は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。」となっておりますので、本総会はこちらに出席しております西山村長の招集となっております。

この資料はこの後もご覧いただきますので、そのままお手元に備え置いていただきたいと思います。

続いて、農業委員会事務局職員を紹介させていただきます。私事務局長の川上と申します。よろしくお願いいいたします。入口におりますのが河原係長です。

村長の向かって右側、村から本内産業課長が出席しております。産業課長はこの総会に同席いただいております。

### 3. 村長招集挨拶

**【事務局】** それでは、議事日程の2番目になります。西山村長より招集のご挨拶を申し上げます。

**【村長】** 皆さんこんにちは。久しぶりの十勝晴れということで、皆さん農作業等大変お忙しい中集まっていたいただいて、それも定刻前ということで、心から改めて感謝申し上げます。任期満了後の一番最初の農業委員会定例総会開催にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

今回、第24期となります更別村農業委員会委員の皆様、先ほど辞令を交付させていただきました。任期は3年間となります、大変お世話になると思いますが、よろしくお願いいいたします。

前回の農業委員さんの任期から、議会の同意を条件とする市町村長の任命制度への移管ということになっておりまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない委員を含むことが義務化されました。また、女性や49歳以下の青年層を積極的に登用するよう配慮を求められてきたところ です。

村としましても、農事組合長会議や行政区長会議での説明を経て農業委員の募集を行い、住民の皆様のご理解の下、各地区、団体から定数12名のご推薦をいただきました。おかげをもちまして、利害関係を有しない方、

更には女性、青年層の方についても委員としてなっただくことが出来ました。去る6月8日開会されました村議会定例会で皆さん同意を得たところではあります。

農業委員会は担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に積極的に取り組んでいくことが強固に位置付けられております。農業が本村の基幹産業であります。農業委員会に課せられた役割も一層重要になっておりますし、それに連動して村の基幹産業である農業を守り、拡充・発展させていく村の責務をしっかりと果たしていかなければならないと考えているところであります。

コロナウイルスが、いまだ出口の見えない、糸口の見えない状況ということで、非常に厳しい状況にもなりました。新しい生活様式ということで、緊急事態宣言は解除されておりますが、今回首都圏等それ以上の新たな感染者が出てきている状況であります。経済状況も厳しい状況にもありますし、もちろんこれはですね、あとあと、今も畜産関係大きく響いておりますけど、農業関係ですね、大きな影響を与えるものと考えております。ウィズコロナということで、コロナと共存した、意識した生活様式の構築、この部分について、農業・産業含めしっかりと、村としても国、道や関係機関と連携しながら様々な支援や対策を講じていきたいと考えております。なお一層の皆さんのご理解ご協力を頂きながら村民の生活を守っていききたいと考えております。

農業における影響も、JAさんにもご尽力いただいておりますが、国際情勢いろんな部分で状況が懸念されています。今日かちまい電子版で早速今日の十勝全体の作況状況、ほぼ平年並みということでありましたけれども、わたくし村の生産者の方にも聞きまして、圃場によってかなりのバラつきがあるということで、決して一律に解釈して現状を把握していいものではないということをご指摘を受けております。しっかりと今後天候が続きますして、無事農作業が進みまして、豊穰の秋が迎えられるよう期待してやみません。

今回新たに委員となられた皆様には、農地利用の適正化等について益々推進いただき、更別村農業の発展にどうぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます、私の方からの開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願い致します。

**【事務局】** 村長はこの後公務がございますので、退席されます。

※村長退室。

**【事務局】** 次の日程へ進む前に、会長が決定するまでの間進行を行う仮議長を決めさせていただきます。仮議長は地方自治法107条の、議会における仮議長を年長の議員が行う規定を準用して、年長の委員に行っていただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【事務局】 ありがとうございます。それでは年長の委員であります大地委員よろしくお願ひ致します。

#### 4. 会長選出

【仮議長】 それでは、仮議長ということになりましたので、会長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速議件に入らせていただきます。会長の選出の件であります。その選出方法についてでありますけれども、説明をよろしくお願ひします。

【事務局】 それでは議事日程の3番目、会長選出でございます。先ほどの資料をご覧ください。ローマ数字のⅡの③になります。「③会長 法律 第5条 農業委員会に会長を置く。 2 会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とされております。なお、「6 会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。」ということになっておりまして、任期満了まで会長職に就くことになります。

互選は全員に参加の機会を与えることが基本となりますので原則は投票による選挙となりますが、指名推薦など、全委員の同意があれば必ずしも投票を行う必要はありません。

指名推薦の場合、直接推薦をしていただいて同意を得る方法か、もしくは選考委員会で選考した方を選考委員長が推薦し同意を得る方法などがありますが、どのような方法で選出したら良いか、ご審議をお願ひします。

参考に、前回は選考委員会で選考、推薦し、同意を得ております。

【仮議長】 事務局から説明がありました、会長について、どのような方法により選出したらよろしいかという事でもありますけれども、その方法といたしまして、投票による選挙の方法、指名推薦のうち、直接推薦するもの、または選考委員会の選考による同意を得るもの、またその他の方法ということがありますけれども、皆さんの方からご意見があればお願ひいたします。

【九々委員】 選考委員という方法はいかがでしょうか。

【仮議長】 今、選考委員という意見が出ましたけれども、他に意見のある方いらっしゃいますか。

(「ありません」の声)

【仮議長】 それでは、選考委員会で選考ということでよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）

【仮議長】 それでは選考委員会での選考ということになった訳ですけども、その選考委員の選出方法についてですが、説明をお願いします。

【事務局】 選考委員の人数と選出方法でございますが、鉄南、鉄北、上更別から各1名ということで、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

【仮議長】 事務局から提案がありましたが、この案につきまして、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。  
（「異議なし」の声）

【仮議長】 提案どおりでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声）

【仮議長】 それでは、提案のとおりということで、選考委員は鉄南、鉄北、上更別の各地区から1名ということにいたします。選考委員が決定する間、少々お待ちください。

【仮議長】 それでは選考委員が決定しましたので、発表したいと思います。選考委員には、日崎委員、九々委員、及川委員でお願いいたします。

その選考委員の方の中から1名選考委員長を選んでいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

ここで際暫時休憩をしまして、選考委員の方は別室で選考委員会の開催をよろしく願いいたします。

※暫時休憩 別室で選考委員会開催

【仮議長】 それでは会議を再開いたします。選考委員長から選考の結果の報告をお願いします。

【選考委員長】 それでは、わたくし選考委員長ということになりましたので、発表させていただきます。今回農業委員会会長に、道見委員を推薦したいと思います。

【仮議長】 ただいま選考委員長から選考の結果の報告がありましたが、この報告についてのご意見をお伺いします。  
（「異議なし」の声）

【仮議長】 異議なしという発言がありました。それでは、選考委員会の選考のとお

り、道見克浩委員を会長とすることにご異議ないでしょうか。

(「はい」の声)

**【仮議長】** 異議なしと認めます。それでは道見克浩委員を会長とすることに決定をいたしました。

会長が決定いたしましたので、ここで仮議長の職を退任させていただきます。

## 5. 会長就任挨拶

**【事務局】** それでは、会長に就任されました、道見会長よりご挨拶お願いいたします。

**【会長】** みなさんこんにちは。さきほど選考委員にご協議いただき、再びどうか、なかなか慣れはしませんが、もう一期やれということで、会長をこの度仰せつかることになりました。それぞれ委員の皆様には、従前よりいただきましたご協力をいただきながら、この3年間何とかスムーズに進めていけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは会長と議事の打ち合わせをさせていただきますので一旦休憩させていただきますと思います。

※休憩 会長と事務局で議事打ち合わせ

**【事務局】** それでは会議の方を再開致します。

先ほどの資料をご覧ください。ローマ数字のⅡの④になります。「④議長規則 第6条 会長は、会議の議長となり議事を主宰する。」とされておりますので、この後の議事進行は会長に務めていただきます。

## 6. 会長職務代理者選出

**【議長】** それでは5番目、会長職務代理者の選出について、説明をお願いします。

**【事務局】** 資料をご覧ください。ローマ数字のⅡの⑤になります。「⑤会長職務代理者 法律 第5条の5 会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされています。

会長の選出と同じく、互選は全員に参加の機会を与えることが基本となりますが、どのような方法で選出したら良いか決定願います。

参考までに、今回は全員の同意をいただきまして会長指名により選出し

ております。

【議 長】 今事務局より説明がありました。本来であれば、選考委員などの選考方法があると思います。しかし、3年前もそうでしたが、もし皆様のご理解が得られれば、わたくしの方から指名したいと思いますが、いかがでしょうか？

（「異議ありません」の声）

【議 長】 異議なしということなので、私から僭越ではありますが、指名させていただきたいと思います。

それでは、4番、塩田委員を指名したいと思います。よろしくお願ひします。

という事なので、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

【議 長】 どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

## 7. 議席の決定

【議 長】 次進みます。議席の決定について説明をお願い致します。

【事務局】 資料の2頁をご覧ください。「⑥ 議席の決定 規則 第8条 議席は、あらかじめくじで定める。」とされています。

くじの方法ですが、現在座っていただいております仮議席の順に1回のくじで決定することで如何でしょうか。

【議 長】 ただいま説明がありましたが、くじ引きでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【議 長】 それでは、その形で進めていただきたいと思います。

※仮議席1番の委員からくじ引き

※（仮議席順に引いた結果）九々委員10番、大地委員8番、河瀬委員6番、塩田委員4番、川上委員5番、日崎委員7番、宍戸委員11番、岡委員2番、及川委員1番、福田委員3番、小野委員9番に決定

【事務局】 ここで10分程度休憩とします。休憩時間のあいだにくじ番号の席へ移動願ひします。



※議席移動。議事進行打合せ。

## 8. 委員の担当地区の決定

【議 長】 7番目、委員の担当地区の決定について、説明をお願いします。

【事務局】 5点ございます。まず1点目、会長はこれまでどおり担当地区を持たないことで如何でしょうか。

2点目、地区からの推薦委員は、推薦元の地区を担当することで如何でしょうか。

3点目、中立委員についても担当地区を持つこととし、会長の推薦元の地区を担当することで如何でしょうか。

4点目、団体からの推薦委員は地区推薦委員の出身地区ではない地区～昭和、平和、香川、協和のうち、農地の利用調整が相当数予想される地区一つを担当することで如何でしょうか。

最後5点目です。前回の任期から、売買や賃貸借の案件が出てきたときは、地区担当委員のほかに鉄南、鉄北、上更別の各ブロックの委員を協力委員として位置付け、事前に担当委員と処分相手の範囲などについて協議してもらおうこととしていますが、引き続き各ブロックでの協議の体制をとることとし、前回任期からの継続委員が不在となるブロックには相談役の委員を配置していましたが、今回は継続委員が不在のブロックがないため、相談役は置かないことで如何でしょうか、この5点についてご協議をお願いします。

【議 長】 ただ今5つの原案が示されました。1点ずつ決めていきたいと思います。

まず1番目、会長はこれまで通り、担当地区を持たないということかどうかという話がありましたが、これについてはいかがでしょうか。

(意見等なし)

【議 長】 この方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、その方向で進めてまいります。

次、2番目、地区からの推薦委員は推薦元の地区を担当してはどうかという事ですが、この件についてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、これも原案のとおりとします。

次、3番目、中立委員についても担当地区を持つこととし、会長の推薦元の地区を担当してはどうかという案ですが、この件につきましてもよろ

しいでしょうか。

(「はい」の声)

【議 長】 ありがとうございます。

次、4番目、団体からの推薦委員は、地区推薦委員の出身地区ではない地区、昭和、平和、香川、協和のうち、農地の利用調整が相当数予想される地区を担当するというので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議 長】 それではその形で進めたいと思います。

最後に5番目、売買、賃貸借の案件が出てきたときは、地区担当委員のほか、鉄南、鉄北、上更別の各ブロックの委員を協力委員として位置づけ、事前に担当委員と処分相手の範囲などについて協議してもらうこととしておりましたが、引き続き各ブロックでの協議の体制をとることとし、前回任期からの継続委員が不在となるブロックには、当面の間、継続委員を相談役として前は設置しておりましたが、今回は、継続委員が不在となるブロックがないため、相談役は置かないという形で進めていきたいと思いますが、如何でしょうか。この相談役は置かなくてもよろしいでしょうか。

(意見等なし)

【議 長】 というのは、前回残っていたのが鉄南だけで、鉄北にしる上更地区にしても、委員さんが総入れ替えで新しい委員さんばかりだったので、よそのブロックから相談役という形で置かせてもらった経過があります。それが今回は各ブロックともそれぞれ前回経験してきていますので、置かない方向で進めたいと思いますが、如何でしょうか。

(「はい」の声)

【議 長】 それでは今回からは他地区の相談役というのは置かない形で進めていきたいと思います。

【議 長】 では、委員の担当地区を発表してください。

【事務局】 それでは、私の方から担当地区の案ということで説明させていただきます。

まず、団体から推薦のありました河瀬委員は、昭和区を担当していただきたいと思います。続きまして中立委員の大地委員は、会長の出身ということで更南区をお願いしたいと思います。続きまして地区推薦委員ですが、日崎委員は更別区、川上委員は南更別区、宍戸委員は勢雄区、岡委員は2地区になりますが旭区と平和区、塩田委員は更別東区、九々委員は北更別区、及川委員も2地区になりますが、東栄区と協和区、小野委員も2地区

になりますが、更生区と香川区、福田委員は上更別南区、ということで原案を提案させていただきますのでよろしくお願い致します。

【議長】 ただ今事務局より担当地区の案を示させていただきました。まず、団体推薦であります河瀬委員につきましては、昭和区ということで、よろしいでしょうか、河瀬委員。

【河瀬委員】 はい。

【議長】 よろしくお願ひしたいと思います。

次、地区推薦委員ということで、日崎委員の更別区から、福田委員の上更別南区まで、それぞれ事務局より示されましたが、この件につきましてよろしいでしょうか、この形で進めて。

(「はい」の声)

【議長】 それではこの形で決定させていただきます。

そして三番目、中立委員の大地委員につきましては、私の地元更南ということで、よろしいでしょうか。

【大地委員】 はい。

【議長】 それでは、そういう形でこの三年間進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 私から補足について説明させていただきます。只今担当地区委員が決まりましたが、農業委員の業務の中で現地調査、現地確認というものがあります。内容によってお1人から複数の委員さんで確認という形になりますが、複数人が必要なときは担当地区委員にプラスして隣接の地区委員が組み合わさって現地調査を行っていただくこととしております。こちらの方は事務局でその都度組み合わせて業務の方にあたっていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

【議長】 ただ今事務局より説明がありましたが、農業委員の業務の中には、現地調査というのがいろんな形で発生します。その内容により一人から複数人で確認する場面が出てまいります。その場合、担当地区プラス隣接地区の委員という組み合わせで進めていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではその形ですすめてまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひ致します。

## 9. 議事録署名委員の決定

【議長】 次、8番目に進みます。議事録署名委員の決定について説明をお願い致します。

【事務局】 資料2頁をご覧ください。「⑦議事録・署名者の決定 法律 第33条 会長は議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」「規則 第13条 議事録は、署名すべき委員2名を会期のはじめに議長が委員にはかって指名することを要する」と定められており、また、「第14条 2 議事録には、議長及び委員会において定めた2人の署名委員が署名押印しなければならない。」とされています。

これまでは議席順で指名しておりましたが、同じ形で如何でしょうか。

【議長】 ただ今事務局から説明がありました。議事録署名委員につきましては、すでに委員の方はご承知かと思いますが、議席順に進めておりました。その先も今まで同様の形で進めてまいりたいと思いますが、それでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議長】 それでは、その形で進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは只今の決定を踏まえて、本日の第7回の定例会の議事録署名委員を決定させていただきます。1番及川委員、2番岡委員、それぞれよろしくお願ひします。

## 10. 北海道農業会議普通会员の確認

【議長】 9番目、北海道農業会議普通会员の確認について、説明をお願い致します。

【事務局】 資料2頁の⑧をご覧ください。「⑧非営利型一般社団法人北海道農業会議」の定款を抜粋し掲載しています。

「第1条 この法人は、一般社団法人北海道農業会議という。」「第3条 この法人は、広く農業者の立場を代表する組織として、農業委員会相互の連絡調整、情報提供活動等、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

また、農業会議は会員となった者で構成されており、これが第6条第2

項以降に書かれています。「第 6 条 2 この法人に次の会員を置く。(1) 普通会員 (2) 賛助会員」「4 普通会員たる資格を有する者はこの法人の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者とする。(1) 北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が 1 名に限って指名した委員」とされており、個人の普通会員に位置付けられています。

そこで、当農業委員会では会長が農業会議の会員となることでよろしいでしょうか。

参考に、前任期におきましても会長が会員ということで就いていたところ です。

**【議 長】** ただ今、事務局より説明がありましたが、委員の皆様からご意見を伺いた いと思います。

何もなければ原案どおり、会長が農業会議の会員になるということによ りしいでしょうか？

(「はい」の声)

**【議 長】** それでは会長が北海道農業会議の会員となることで進めていきたいと思 います。

**【事 務 局】** 議件に入る前に、再度資料 2 頁をご覧ください。

議件の取り決め事項を説明致します。「⑨発言 規則 第 9 条 委員は、 議案について、自由に質疑し及び意見を述べるができる。」となってい ます。この際は「2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受け なければならない。」とされています。

次に⑩です。「⑩議決の方法 法律 第 30 条 総会の議事は、出席委員 の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっ ています。

また、この資料の 3 頁目、4 頁目につきましては後ほどご覧いただきたい と思います。

## 11. 議件の審議状況

### (1) 報告第 1 号 農業者年金業務処理状況について

**【議 長】** それでは、ただいま事務局から議件の進め方について説明がありました ので、その方向でこれより議件に入らせていただき進めていきたいと思 います。それでは報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明をお願 い致します。

**【事 務 局】** これから議件に入りますが、今回から新任の委員がおられますので、今

月以降新たな議件が出てきた都度、仕組みや法的根拠を前置きで説明させていただきます。多少時間がかかりますが、ご了解いただきたいと思います。

それでは報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。

まずは先ほどとは別の資料をご覧いただきたいのですが、右上に「資料議件説明用」と書かれた3枚物、全6頁の資料になります。

「1. 報告第1号 農業者年金」ですが、1行目から3行目まで農業者年金の目的が記載されています。4行目ですが、法律に基づき農業者年金制度の実施機関として「独立行政法人農業者年金基金」が創設され、業務を行っております。

その下の黒丸、業務実施の仕組みを載せています。図の左上「農業者年金基金」があり、そこから右に向かう矢印が出ています。「一部業務委託」ということで、「市町村」と「農協」が業務を受託しています。市町村の下には「事務委任」ということで、「農業委員会」が市町村の受託事務を受けています。農協は、図の一番右に記載の「農業者」から申請書や届出書を受取り、それを農業委員会へ提出しています。農業委員会はその書類を審査し、農業者年金基金へ提出する仕組みとなっています。

続いて議案をご覧ください。表紙から2枚めくったところに報告第1号を載せております。

ここでは、前回の6月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

(報告案件朗読)

**【議長】** ただ今事務局より報告がありました。この中身についてご質問があればお願いします。よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(2) 報告第2号、農地所有適格法人の定期報告について

**【議長】** それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明をお願い致します。

**【事務局】** まず、先ほどの「資料 議件説明用」の「2. 報告第2号 農地所有適格法人の定期報告」をご覧ください。

黒丸の一つ目、農地法第6条第1項「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しな

ればならない。」とされています。経営農地等を有する農地所有適格法人は、毎年農業委員会へ定期の報告義務があるということをございます。

ただし、報告の対象とならない法人があり、それが※印に3点書いてあります。

①昭和37年7月1日以前から所有している農地以外に経営地がない法人。この日に法人制度の法律が施行されたのですが、その日以前から所有している農地しか持たない法人は報告義務がありません。

②開墾した農地のみを所有している法人。

③過去、農地所有適格法人であったが、農地を全て処分し、一切農地の権利を有していない法人。 となっています。

黒丸の二つ目には報告期限が書いてあり、「毎事業年度の終了後3月以内に農地等の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければならない。」とされています。

黒丸の三つ目、「農業委員会は、前項前段の規定による報告（定期報告）に基づき、農地所有適格法人が第2条第3項各号に掲げる要件（農業関係の売上割合、構成員の議決権保有割合など）を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」とされています。報告書が提出されたら農地所有適格法人の要件を具備しているか確認し、要件充足が危ぶまれるときは勧告できますということが定められています。

この要件の確認について、※印、北海道農業会議では「総会で確認することが望ましいが、事務局で要件を確認後、報告事項とすることもできる。」としているため、本村では報告事項での対応としているところです。

黒丸の四つ目は省略致します。

黒丸の五つ目に農地所有適格法人の要件を載せております。(1)から(5)まで5つあり、この全てを満たす必要があります。

(1)形態要件では、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、農事組合法人のいずれかでなければならないとされています。

なお、有限会社については平成18年5月に法改正があり、有限会社という会社類型はなくなり、その時点で株式会社として存続している扱いになっています。

(2)事業要件では、総売上の50%超が農業及びその行う農業に関連する事業で占めなければならないとなっています。

(3)構成員要件～構成員イコール出資者になります。

会社法人の場合ですが、※印の一つ目、株式会社の場合は①から⑤に該当する出資者の有する議決権が50%を超えていること、※印の二つ目、持分会社の場合は①から⑤に該当する出資者の人数が50%を超えていることが要件です。

農事組合法人の場合、※印、⑥から⑨に該当する者等の数が総組合員の3分の1を超えないことが要件です。

(4)業務執行役員要件では、業務執行役員の人数の過半が出資者で、かつ

法人が行う農業に年間 150 日以上従事しなければならないとされています。  
「農業に従事」とは、農作業に加え経理・営業のデスクワークも含まれます。  
(5) 農作業従事要件では、法人の役員、出資者、従業員のうち、1 人以上の者が年間 60 日以上農作業に従事することが要件です。

それでは議案をご覧ください。6 月定例総会議案調製以降、3 件の法人から定期報告書の提出がありましたので、報告するものです。

(報告案件朗読)

**【議長】** ただいま3件の農地所有適格法人の定期報告の説明をいただきましたが、この3件について何か質問があればお願いします。なければよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

**【議長】** それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告をお願い致します。

**【事務局】** 報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん (結果報告) について説明致します。

「資料 議件説明用」の 4 頁をご覧ください。「3. 報告第 3 号 あっせん結果報告」になります。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項で「農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

続いて「あっせん」とあります。あっせんとは、記載のとおり、北海道のあっせん事業実施要領、更別村のあっせん基準に基づき、農業委員会が実施主体となり、あらかじめあっせん譲受等候補者名簿に登載された方をあっせんの相手方として選定し、農業委員の中から選ばれたあっせん委員によって農用地等の権利移動を行うことです。

「利用権の設定等」とは、所有権の移転 (売買)、使用収益権の設定・移転 (貸借権等の設定・移転) になります。

「認定農業者」とは、市町村が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」というものがあり、都道府県知事からその構想の同意を得た市町村～この後は「同意市町村」と言います。同意市町村の区域内で農業経営を営み、又は営もうとする方が、農業経営改善計画を作成し



て同意市町村へ提出し、その計画が適当である旨の認定を受けた方のことを言っています。認定までの流れは図のとおりです。

「認定就農者」の説明は省略します。

議案をご覧ください。6月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するものです。賃貸借5件のあっせんが成立しております。

こちらは賃貸借期間の満了に伴い改めてあっせんを行ったものです。

(報告案件朗読)

【議長】 それでは、ただ今事務局から説明がありました。このあっせん委員長でありました宍戸委員より説明をお願い致します。

【宍戸委員】 先月6月24日の総会終了後にあっせん委員会を行いました。従来と変わらずということで書類あっせんということで、内容については只今事務局から説明していただいたとおりです。無事終了させていただきました。

【議長】 これを踏まえて、この5件の報告でご質問があればお願いします。いかがでしょうか、なければよろしいでしょうか。  
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方を終了させていただきます。

(4) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 これより議案の方に移りたいと思います。議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

「資料 議件説明用」5頁をお開き願います。「4. 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」になります。

黒丸の一つ目、農業経営基盤強化促進法～この後は「基盤強化法」と言います。基盤強化法第4条第4項で定める農業経営基盤強化促進事業というものがございまして、これは市町村が行う、農用地について利用権の設定、移転、所有権の移転を促進する事業などのことを言います。

黒丸二つ目は報告第3号でも出ました。基盤強化法第15条第1項、農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受け

たい旨の申出があった場合には、申出の内容を勘案して認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。ここがあっせんに当たります。

農業委員会でのあっせんが終わった後、黒丸三つ目の段階に入ります。基盤強化法第 18 条第 1 項、同意市町村～報告第 3 号で説明したとおり、市町村が作成する基本構想について、知事から同意を得た市町村のことで、同意市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。この農業委員会の決定が、この議案第 1 号に当たります。そして、市町村が農用地利用集積計画を定めれば、農地法第 3 条申請の許可がなくとも農地の権利移動ができることとなります。

黒丸四つ目、基盤強化法第 19 条、同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

黒丸五つ目、基盤強化法第 20 条、前条の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するというので、公告をもってはじめてこの集積計画が効力を発することとなります。

黒丸の最後六つ目になります。基盤強化法第 18 条第 3 項、この集積計画決定の要件になります。

要件の一つ目は、「(1)農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」

マルポツ一つ目、基盤強化法第 6 条に「市町村は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる」とされています。後ほど説明しますが、本日配布します冊子の中に「条例・規則・基準・要綱等」というものがあり、その中に更別村の基本構想を載せております。基本構想は、農業経営基盤の強化促進目標、営農類型ごとの指標等を定めているものです。

マルポツ二つ目、基盤強化法第 12 条第 4 項では、農業経営改善計画の認定要件として「基本構想に照らし適切なものであること」などが定められています。

マルポツ三つ目、農業経営改善計画には、売買、貸借等に伴う農地の拡大目標を示す項目があり、これを含めて基本構想に照らし適切であるか否かを判断することになっています。ですので、農業経営改善計画の認定を受けている＝認定農業者であれば、農用地利用集積計画の内容も必然的に基本構想と適合するものであると言えます。

集積計画決定要件の二つ目です。「(2)利用権の設定等を受ける者が、設定等を受けた後、全ての農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められること。」

続いて決定要件の三つ目は省略致します。

農用地利用集積計画の決定には、これらの要件をクリアする必要があります。

最後に事務のフロー図が付いております。こちらも後ほどご覧ください。

議案をご覧ください。基盤強化法に基づき村より決定を求められた賃貸借 5 件の農用地利用集積計画について、議案のとおり審議願うものです。  
(報告案件朗読)

以上 5 件、集積計画に登載するためのものであり、先ほど説明しました農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

**【議 長】** ただ今事務局より説明がありましたが、村より決定を求められた農用地利用集積計画について、この度 5 件の案件が出ております。いずれも利用権の設定をする方が A さんであります。1 件ずつ進めてまいりたいと思います。まず 1 件目、利用権の設定を受ける方が B さんの件であります。この件につきまして、何かご意見ご質問があればお願いします。

なければ、このとおり決定してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

**【議 長】** それでは決定するものといたします。

次、2 件目、利用権の設定を受ける方が C の件であります。この件につきまして、ご意見ご質問があればお願いいたします。

なければ、このとおり決定してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

**【議 長】** それでは決定するものといたします。

次、3 件目、利用権の設定を受ける方が D さんの件であります。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。

なければ、決定してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

**【議 長】** それでは決定するものといたします。

次、4 件目、利用権の設定を受ける方が E さんの件であります。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。

なければ、決定してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものといたします。  
最後に5件目となります、利用権の設定を受ける方がFさんの件であります。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。  
なければ、決定してよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは今回5件の案件すべて決定するものといたします。  
こちらからの議案はこれで終了となります。これよりその他の方へ移りたいと思いますが、それではここで休憩を取りたいと思います。3時35分まで休憩とします。

## 12. その他の協議状況

### (1) 関係例規集、法令集等の配布について

【議 長】 これよりその他へ入ります。まず1点目、関係例規集、法令集等の配布について説明をお願い致します。

※ 各委員へ別冊の参考ファイル2冊と業務必携を配布。

### (2) 南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について

【議 長】 次、2点目、南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について説明をお願いします。

※ 例年8月下旬の予定だったが、コロナウイルス感染症の関係で中止の方向。

### (3) 新任農業委員研修会について

【議 長】 次、3点目、新任農業委員研修会についてお願い致します。

※ 改選期に十勝農委連で開催している。8月下旬の予定だがコロナウイルス感染症の関係で中止。今後の対応について方面などで検討する。

### (4) 農地パトロール（利用状況調査）について

【議 長】 次、4点目、農地パトロール（利用状況調査）について説明をお願いします。

※ 資料1頁。

- ※ 8月11日（火）～18日（火）午前か午後で鉄南、鉄北、上更別の地区ごとに実施。  
（会長は今年は上更別）
- ※ 地区ごとに日程調整する。  
鉄南：8/12（水）13:00  
鉄北：8/11（火）8:30  
上更：8/11（火）13:00

(5) 委員報酬の支給及び認印の保管について

【議長】 次、5点目、委員報酬の支給及び認印の保管について説明をお願い致します。

- ※ 毎月21日支給。7月分は日割計算となり、8月21日に支払。振込に必要な口座情報の書類提出を願う。
- ※ 事務に必要な印鑑を事務局へ預けていただきたい。

(6) 農業委員会委員・職員名簿の作成について

【議長】 次、6点目、農業委員会委員・職員名簿の作成について説明をお願い致します。

- ※ 名簿作成に必要な書類に記入し提出を願う。調製後、次回定例総会時に配布。

(7) 農業委員章及び農業委員手帳の交付について

【議長】 次、7番目、農業委員章及び農業委員手帳の交付について、説明をお願い致します。

- ※ 新任委員の農業委員章、手帳を本日配布。
- ※ 手帳に挟み込む身分証明書は、次回定例総会時に全員分を配布。

(8) 定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について

【議長】 次、8番目、定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について説明をお願い致します。

- ※ 別紙予定表を配布。

(9) 全国農業新聞の購読について

【議長】 次、9番目、全国農業新聞の購読について説明をお願い致します。

※ 資料6頁。

※ 全国農業会議所会長及び北海道農業会議代表理事会長連名で、新任農業委員へ全国農業新聞の購読のお願い有。毎週1回発行で、購読料は月額700円。代金は引落しするので口座振替申込書の提出を願う。

(10) 農業委員・職員親睦会の継続及び幹事体制について

【議長】 次、10番目、農業委員・職員親睦会の継続及び幹事体制についてお願いします。

※ 会費、事業について説明。議席順により幹事体制構築。

会費1,000円、幹事は1年目1～4番、2年目5～8番、3年目9～11番  
幹事長、会計を次回までに選出する。

※ 会費引落しのため口座振替申込書の提出を願う。

(11) 令和2年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について

【議長】 次に11番目、令和2年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について説明をお願い致します。

※ 当農業委員会は協議会がないため準会員。会費は1人当たり200円で、村の予算で計上済。

(12) 令和2年 第8回農業委員会定例総会について

※ 第8回定例総会は、8月19日（水）13時30分から決定する。

【議長】 その他では以上なんですけど、一点だけ、お願いというか、今年はコロナがらみで南十勝の研修会も中止となっています。それで、8月の定例会の議案のボリュームもどの程度か分かりませんが、もし時間が余裕があれば、今回改選を機に、例えば昭和60年代から平成、令和と30年余り経過しておりますが、その中で農地の賃貸にしても売買にしても、価格的にどうなのかなという事を、それぞれ委員さん一人一人の自分の思っていること若しくは地域、周りの人がこういう話をしているんだけど、どうかなという、自分なりのご意見をそれぞれ簡潔に、次の定例会で時間があれば、報告というか、していただいて、今後の農地の利用調整の価格に反映なり参考にしていきたいと思っておりますし、中立委員というかたちで大地さんにも、農業委員以前に事務局を経験しておられ、中身について中立委員の立場として、どういう考えがあるのか、特に形式だとかにはこだわらず、それぞれ報告していただければなと思っておりますので、どうか来月の定例会の

時には、自分なりの意見があれば一人一人伺っていきますので、まとめておいていただければと思いますが、いかがでしょうか。

形式にははこだわりません、自分の感想、例えば賃貸でいえば書類あつせんが昭和 60 年からその時に決まった価格が、例えば 7 千円 8 千円で決まった価格が 30 年余りたった今でやっても同じ価格について、このことについてどう感じるか、売買の価格についても同じ、そこら辺をいろんな角度からそれぞれの考え方もあるでしょうから、自分の思う丈というか、近所のこういう声も聴いているんだというのがあれば、聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【事務局】** 新任の方もいらっしゃると思ひますので、総会で正式に話すというよりは、総会が終わった後に意見交換的なところで、そういったお考えがあれば皆さんで意見を出して、まずはそういう話し合いをするということがまずは第一歩なのかなと思ひますが。話し合つて物事を決めるということにはならないと思ひますので、まずは皆さんが日々の活動だったり地域で農業者として活動しているなかで思うところがあれば、まずはそういった意見を皆さんで、どう思っているかまず話し合つていただくことがよろしいと思ひますが。

**【議長】** 付け加えるなら、今局長が言ったとおり、議題にするつもりはありません、その他でそれこそ自由に発表してもらつて、議事録に残すこともないですし、音声は記録しないと事務局が収集つかないので、録音はさせてもらうかもしれませんが、議事録に載せることはしないで、今後の進め方の参考にしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こちらから、その他としては以上ですが、委員さんの方から何かありましたらお願ひします。

**【塩田委員】** 先ほど道見会長さんより職務代理ということで指名を受けました。公平性を欠くことなく、皆さんとともに職務にあたりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

### 13. 閉会挨拶

**【会長】** 第7回の定例会ということで委員さんも新しく改選され最初の定例会となりました。色々決めごとがたくさんあり、長時間にわたりましたが、慎重審議いただきまして、また、いろんな事にご協議いただきまして、大変ありがとうございます。今年はコロナ絡みで、すっかり先が未だに見えておりません。天気も久しぶりにいい天気になりましたが、また明日から雲行きが怪しい模様です。これから3年間スタートしたばかりではありますが、皆さんの協力のもと農地の利用調整を円滑に進めてまいりたいと思ひま

すので、よろしく願いして閉会の挨拶といたします。本日は大変長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。